

平成28年度西原町予算編成方針

平成27年11月

国の予算編成と地方財政

国の平成28年度予算の概算要求基準は、基本的には昨年度と同様の仕組みとしており、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」の初年度の予算であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成27年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

一方、地方財政では、「経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされている。しかし、経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくことを基本としており、国の動向を注視していく必要がある。

本町の行財政の現状

平成28年度は、西原町まちづくり基本条例の5年目にあたり、同条例で掲げた目指すべき将来像の実現に向けた諸施策を着実に推進しつつ、平和で豊かな明るい未来を次の世代へ引き継いでいかなければならない。

現下の町財政は、歳入面では町税や地方交付税等の一般財源の大幅な増加を見込むことは困難な状況である。歳出面では社会保障関係経費の自然増や公債費が今後も高い水準であることなどにより、財源不足が常態化している状況にある。

また、近年の公共事業の実施等を借入金により対応してきたため、平成27年度末には借入金残高が約118億円と見込まれており、今後、その元利償還金が財政を圧迫する要因となるなど、構造的にみて極めて厳しい状況にある。

一方、厳しい財政状況のなか、少子高齢化に対応した地域福祉の充実等、多様化した行政需要に適切に対応することが求められている。

このような現状をふまえ、本町がその役割を適切に果たしていくためには、職員一人ひとりが課題に向き合い、そして自治体経営の骨子である「最小の経費で最大の効果」を発揮し、一層の住民サービスの向上が図れるよう、知恵と工夫が求められている。

本町の財政状況

平成26年度決算における歳入の自主財源の構成比は、52.4%（前年度39.1%）と昨年度に比べ28.0%の増となっており、町有地売払いによる財産収入が14億4千万円で前年度比253.6%の増となったことが影響している。また、地方税が34億5千万円と前年度比2.8%の増加、徴収率は95.4%（前年度95.1%）と上昇している。一方、依存財源の構成比が47.6%（前年度60.9%）と昨年度に比べて25.3%の減となっているのは、庁舎等複合施設建設事業にかかる社会資本整備総合交付金や、地方債の減によるものである。

歳出では、庁舎等複合施設建設事業完了にかかる普通建設事業費が大幅な減となっているが、前年に引き続き、義務的経費の扶助費の急激な増により、経常収支比率が89.2%と財政は硬直化している。

基金については、平成26年度末残高で21億9千万円（前年度末14億1千万円）となった。昨年度に比べ増となった理由としては、町有地売払いによる財産収入を減債基金に積み立てしたことによる（庁舎等複合施設の公債費に充当予定）。ほか、財政調整基金の残高は11億1千万円（前年度10億1千万円）という状況である。今年度の土地売払い収入等による積立もあるが、庁舎等複合施設の公債費に充てる取り崩し等により、基金の平成27年度末残高見込額は21億2千万円となっている。

地方債残高は、平成26年度末で一般会計114億5千万円、特別会計を含めた町全体では155億2千万円と、高い水準が続いている。

※ 税源移譲後は、町税の徴収状況が収入全体に大きく影響される。平成22年度は93.9%、平成23年度は94.7%、平成24年度も94.7%、平成25年度は95.1%、平成26年度は95.4%と着実に伸びているが、自主財源の確保という点で、なお一層の取組をお願いしたい。

平成28年度の収支見通し

歳入では、町税において税務課収入見込により9千万円増（2.7%※）で設定した。地方交付税は、総務省の8月仮試算を反映させ、4千万円減（△2.0%※）で設定した。

地方債は、普通建設事業費などの地方負担分のうち、それぞれの充当率を反映させ、1億3千万円の増（11.9%※）、うち臨時財政対策債は総務省の8月仮試算を反映させ、9百万円の減（△2.1%※）で見込んでいる。

歳出では、引き続き、障害福祉サービス事業といった扶助費の義務的経費の急激な伸びや、坂田小学校校舎危険建物新增改築事業や農水産物流通・加工・観光拠点施設整備事業などの大規模な建設事業で多額の経費を要する見込みであり、平成27年度当初予算額を上回ることが見込まれる。

また、平成28年度以降も、西地区区画整理事業（総事業費118億円）や新たな小中学校校舎の新增改築など多額の経費を要する事業が進み、平成24年度から実施されている一括交付金事業による予算の増額により、財政規律を保つことが難しいなか、国民健康保険特別会計の赤字が平成26年度決算で13億1千万円、平成27年度決算見込みで15億9

千万円と膨れている。平成30年の国民健康保険の広域化までには全ての赤字を解消するよう迫られていることもあり、一般会計から国民健康保険特別会計への基準外繰出しによる補填が緊急の課題である。

したがって、平成28年度当初予算においては、平成27年度当初予算編成時を大幅に上回る財源不足が見込まれ、更に厳しい状況になると捉えており、各課において事業を精査し、身の丈に合った予算編成をしなければならない。

※ 平成27年度2号補正予算との比較

予算編成にあたっての留意事項

以上の現状をふまえ、平成28年度は、例年より更に厳しい危機的状況のなかで、限られた人的資源を生かすためにも職員一人ひとりの力やチーム力を高め、業務がスムーズに遂行できるよう、総力をあげて対応していくことが必要となる。

なお、下記事項に留意の上、編成すること。

- 1 見積りに当たっては、平成26年度決算内容の分析及び平成27年度事業執行状況を十分検証し、単に「歳入は少なめ」「歳出は多めに」のような要求を行うことなく、真に必要な通年の経費を見積もること。年度途中の補正は、災害の発生や制度改正など当初予算編成時に予見できないもので、真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。
- 2 厳しい財政状況を念頭に置き、新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。
- 3 懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に関係する事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をしておくこと。
- 4 一括交付金関係事業については、別紙参照すること。
- 5 要求に当たっては、町実行計画(事務事業庁議評価)の結果に基づき、当該事務事業ヒアリングで確認した内容、検討課題等もふまえ、下記及び当初予算要求基準(別紙1)に基づき反映すること。また、課内でのヒアリングを確実に実施し、要求時における積算資料とともに、課内ヒアリング調書(別紙2)も提出すること。
なお、実行計画以外の事業を新設するときは、政策係との調整を徹底すること。

1)財源の確保

- ・ 使用料及び手数料について、料金の見直しやこれまで徴収していない受益者に

対する行政サービスについても徴収の検討を行うなど、改めるべき部分は積極的に見直しを図ること。

- ・ 町有地の売却について、これまで同様に推進していくこと。
- ・ 平成26年度末の町税、学校給食費、保育料、保険料等の収入未済額が約5億円という現状を踏まえ、徴収方法の更なる創意工夫を図ること。

2) 人件費の要求基準

- ・ 職員給与については、**平成27年11月1日**現在における現員を計上すること。
- ・ 時間外勤務手当は、平成27年度当初予算計上額以下で要求すること。

3) 経常的経費の要求基準

- ・ 報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金等の経常的経費は、原則平成27年度当初予算計上額以下で要求すること。

4) 投資的経費(補助・単独)の要求基準

- ・ 町実行計画に基づき計上すること。単独事業については、優先順位をつけ調整できるようにしておくこと。

5) 廃止及び見直し検討と確認した事務事業

- ・ 原則として、事務事業評価の結果、「終了」と確認した事務事業については、予算計上しないこと。また、「改善」、「終了」のうち、事業の統合が指示された事項についてはこれを反映すること。

なお、「現状維持」となった事務事業についても、縮小、見直しが可能な場合はこれを予算に反映させること。

6) 負担金補助及び交付金の見直し

- ・ 負担金等は、町村会等の決定通知に基づき計上すること。
- ・ 各種団体補助金については、主管課においてヒアリングを徹底し、「西原町補助金の交付に関する規則」の交付基準に基づき計上すること。

6 財務会計システム入力時には、財務会計システム入力における留意事項(別紙3)を参照すること。

7 特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が完全適用されていることから、これまで以上に財政の健全化に向け努力すること。

8 予算要求及び根拠資料提出期限は、**平成27年11月30日(月)**までとする。